別表六の二(二十一)「31」
別表六の二(二十一)「32」

を

別表六の二(二十)「31」
別表六の二(二十)「32」

に、

別表六の二(二十五)「36」
別表六の二(二十五)「37」
別表六の二(二十五)「38」
別表六の二(二十五)「39」

を

別表六の二(二十六)「36」
別表六の二(二十六)「37」
別表六の二(二十六)「38」
別表六の二(二十六)「39」

に改める。

別表六の十一(四)の表中

当期償却費総額の合計額の10％相当額 (5)×$\frac{10}{100}$

を

当期償却費総額基準額 (5)×$\frac{10又は30}{100}$

に改め、同表の記載要領第四号(3)中「第39条の47第13項第２号ロ」を「第39条の46の２第13項第２号ロ」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「当期償却費総額基準額
(5)×$\frac{10又は30}{100}$
(6)　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が令和２年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「10又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は30」を消すこと。」

別表六の十一(五)の表を次のように改める。